

## 平成29年度 第3回瑞穂市障害者計画等策定委員会 会議録

日時：平成29年12月19日（火）

午前10時00～

場所：瑞穂市総合センター5階第4会議室

### 1 開会

事務局 ただいまより、平成29年度第3回瑞穂市障害者計画等策定委員会を開催させていただきます。

（資料の確認）

### 2 あいさつ

《会長あいさつ》

《福祉生活課長あいさつ》

事務局 それでは議事に入らせていただきます。これからの議事進行は会長に議長をお願いします。

会長 議事進行にご協力をお願いいたします。

それではまず傍聴者の申し出はありますか。

事務局 今回、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。

会長 会議録について説明をお願いします。

事務局 （会議録について説明）

### 3 議事

#### （1）第2期岐阜県障がい者総合支援プラン（案）について

会長 議事（1）第2期岐阜県障がい者総合支援プラン（案）については事前に郵送で資料を配布させていただいたと思います。これについて事務局より説明をお願いします。

事務局 （資料1について説明）

A委員 素案に目を通して見たのですが、気になるところがありました。言葉の使い方についてです。素案の87ページ、⑩で「強度行動障害のある方」など、いろいろなところで「障がいのある方」という言葉の使い方をしてしています。また、「方」というのは無くしてしまっ、「障がい者」というようなかたちで表現しているところもあります。これは使い分けをされているのでしょうか。もしされていないのであれば、「ある方」というのは不要ではないかと思えます。ページ数でいうと、素案の86ページ、87ページ等です。また69ページに「精神障がい者の方の相互交流」とあります。統一された方が良いのではないかと思えます。例えば、通常

の表現では「自閉症児」となります。それを「自閉症のある子どもさん」という表現をしなければいけなくなるということと同じではないかと思います。また、素案の101ページです。「行動援護」のところで、自己判断力が制限されている人（自閉症てんかん等の重度の障がいのある人または）と続きます。「自閉症てんかん等の重度の」ということですが、自閉症のお子さんやてんかんを有している人は重度の知的障がいであると捉えられてしまいます。自閉症の子どもさん、あるいはてんかんを持っている人でも、重度の知的障がいでない場合もあります。これは「てんかん等で重度の知的障がいのある方は」といった表現の方がよいと思います。素案と新しいこの案で誤字や脱字を調べてみたら1か所だけ訂正されているのですが、後は全部素案と同じ文字の使い方をしています。こういった認識をするのが普通なのだろうか、私の認識が間違っているのだろうかと思ってみたりもしたのですが、いかがでしょうか。言葉の使い方「障がいのある方」ということだと、イメージとしては「患者様」といった表現をされていると思います。

会長 「方」という言い回しについてです。健康福祉部障害福祉課のコメントは「方」となっています。「障がいのある人」がよいのでしょうか。言い回しは検討課題ということでお願いいたします。

A委員 使い分けをされているのであれば、どのようにその使い分けをしているのかお聞きしたいです。

事務局 86ページの、いちばん下から3行目の「強度行動障がいのある方を」が、「強度行動障がい者」、「強度行動障がい児」といったようなかたちになるかと思います。それが一般的に使われているのかどうかといったところで、県の方が判断していると思います。12月15日から来年の1月15日までの1か月間、県がパブリックコメントを行っておりますので、こういったご意見をいただきましたということで、市から県に伝えさせていただき確認をしまして、次回、第4回策定委員会の際に回答させていただきます。

それから、101ページのところでは、確かにおっしゃるように自閉症やてんかんの方であっても、軽度の方、薬である程度抑えられる方については、基本的に日常生活に影響がないと思います。そういった方も一括りに「重度」というように捉えられてしまいう可能性があります。今いただいたご意見も県に伝えます。

B委員 基本的なことをお伺いします。県の第2期障がい者総合支援プランの「素案」そして「案」が出てきたということですが、我々が今つくろうとしている瑞穂市障がい者総合支援プランとの結びつきをどう考えていらっしゃるでしょうか。県の総合支援プランの要所を押さえて市の総合支援プランをつくったという捉え方でよいでしょうか。非常に唐突な感じがします。先日、「素案」が送られてきて、今日「案」が出てきました。これと我々がつくろうとしている総合支援プランとの整

合性はどのようなのでしょうか。今この内容を見ている限り県のプランを市で飲み込んで、市の支援プランをおつくりになったというようには見えません。なぜこれが出てきたのかが疑問です。

事務局 市の障がい者総合支援プランについては、国の法律と県の障がい者支援プランとの整合を図って策定をしなければいけないと考えております。

B委員 そのことについては、市の総合支援プランの冒頭に書いてあります。県の総合支援プランとの関係性については何も書かれていません。

事務局 国の法律や県プランとの関係性が分かるように、関連計画の図の中に追加いたします。

会長 第2期岐阜県障がい者総合プラン（案）ということで、瑞穂市の方は3年の福祉計画が現在第4期で、県の方の案は出てこなかったのが今回資料として提示されたのだと思います。どうしてこれが出てきたのかということなのですが、国のいろいろな障がい者の法が施行されました。障害者差別解消法が新たに施行されました。そういったことを含め、岐阜県の「清流の国づくり条例」が、どう関わっていくのか、いろいろな県の条例や考え方を瑞穂市としてどう落とししていくかだと思います。県の方は、かなり詳細に第5期の障害福祉計画というところで内容などが挙がっています。特に施策体系が大きく1から4までそれぞれ項目があり、これをどこまで瑞穂市で具体化できるかといった大きな課題だと思います。

事務局 県より、県民意見募集ということで、多くの方々にプランをご覧いただき、パブリックコメントのご案内をしてくださいということでした。今回、策定委員会の委員の皆様にご紹介をさせていただきました。

会長 県の方は基本的には圏域ごとに分かれています。圏域ごとの数値、成果目標をそれぞれ設定されていますので、岐阜圏域での数値目標がこの中に出されると思います。それを超えてとか、あまりにも少ないとか、あるいは特に別のサービスが必要といったものがあれば検討していくことになると思います。その辺の参考資料にはなると思います。県の障がい者総合支援プランの枠内で市のプランを検討し、それ以外に瑞穂市の独自の課題があれば考えていくということでしょうか。

A委員 圏域のそれぞれの時間数は上っているのですよね。もちろん対象者も含めて、これから総合した時間数は増えているのは当たり前なのですが、これを1人あたり時間数、あるいは日数を計算してみますと、岐阜圏域では全部下がっています。特に訪問系サービスというところで捉えると、介護、重度訪問、行動、これすべて一人あたりのサービス時間、日数がすべて下がっています。他の地域、他の4圏域はだいたい岐阜圏域よりも最初の数値が少しずつ少ないです。ですから、それに合わせるために岐阜圏域を下げたように捉えられます。他の4圏域ではほぼ毎年ほとんど変わらないか、あるいは多少上がるといった一人あたりの時

間数、日数になっています。低いところに合わせるとというのは、サービスが減少するのではないですか。あるいは、国の施策として、これから要支援といった人たちが増えてくるので、できるだけ薄く広く、全員に与えるのではなく、20人に5ずつ与えるといった感じがします。瑞穂市は県の案に対してどのような理解をして、このような数値にしているのかと思いました。先ほど歩調を合わせるとおっしゃいました。じゃあ岐阜圏域は他の地域に比べて全体的に高いから、より下の方を目指すといった感じに捉えかねられないような発言だと思います。障がい者側の立場になって考えてみたら、時間数も日数も減っていますし、サービスが悪くなるのではないかと心配されると思います。素案の時間数もすべて割り算して、一人頭どれくらいになるかという数値を出して意見を言っております。一人当たりの時間ではなく、これからは事業所の方のスキルも上げて、短時間で短い日数で効率よく介護サービスを行うといったことがあれば別です。そういったことも踏まえて、時間や日数を少なくしていったのでしょうか。

会長 事務局からいかがでしょうか。県のサービス見込み量は、4次の実績見込みが掲載され、30、31、32年度のサービスの見込み量の予測が立てられていると思います。特に入所サービスについては、国の施策も含めて現在増やさない地域移行ということで、詳しい数値は見えていないので分からないのですが、増加率が多いものもあれば少ないものもあります。圏域ごとの差は何とも言えないので、時間を人数で割られたのでしょうか。県の方では、実際の調査方法で分かってきた数値を出しているのですか。

事務局 県内の全市町村が市町村ごとに見込み量を県に報告します。それを積み上げた数値を基礎に第4期の実績と併せて、第5期計画のサービスの見込みを算定しているかと思います。今のご意見ですが、訪問系サービスで時間を人数で割ったときの岐阜圏域一人当たりの時間数がだんだん減っていくということですね。

A委員 そうです。瑞穂市も岐阜圏域ですから、少しずつサービス量が下がっていくのではないかと考えられます。もちろん、瑞穂市のこの案を見ますと下がってはいないです。下がっていないということが、先ほどおっしゃった歩調を合わせるといったことと整合性がとれていません。瑞穂市は、福祉サービスはちゃんと動かしていく、県の試算のように時間が少なくなっていくということではないです、安心して下さいというようなことであれば結構なのですが。

事務局 県の見込み量の考え方を確認して、次回の策定委員会にて説明いたします。

会長 他にはいかがでしょうか。

C委員 県も市も「総合支援プラン」といった同じ名前がついています。市の方は第4期計画が終わって、30年から32年の3年間の第5期に向かってつくっているのですよね。同じ名前では分かりづらいです。

事務局 今までは障害者計画と障害福祉計画は別々でした。障害者計画は10年計画で福

祉計画は3年ごとのプランです。今回は、それをこの委員会でひとつにして30年から32年までにはしてはどうでしょう。そして名称をどうしましょうという事務局からの提案になります。第2次瑞穂市障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の3つの計画を一体の計画として策定しますので、そのタイトルはどうするかということでご協議いただきたいと思います。現在は（仮称）として県と同じ名称にさせていただいておりますが、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

会長 「（仮称）瑞穂市障がい者総合支援プラン」ということで、3つの計画を合わせて一つにするということです。今日決めなければいけないというものではありませんので、今後検討を重ねましょう。

## （2）（仮称）瑞穂市障がい者総合支援プラン（素案）について

会長 議事（2）の（仮称）瑞穂市障がい者総合支援プラン（素案）について事務局より説明をお願いします。

事務局 （資料2について説明）

会長 資料2の「（仮称）瑞穂市障がい者総合支援プラン」について、「策定にあたって」、「現状」、「考え方」、第3章で「第2次瑞穂市障害者計画」、また、第4章の説明をいただきました。ご質問はございませんか。7月の第2回策定委員会にてアンケートも含めて、大枠について議論いただきました。それを踏まえて基本的な瑞穂市の考えとして、第3章の11ページに「計画の基本目標」ということで、「総合的な生活支援の体制づくり」、「共生社会の基盤づくり」、「すべての人にやさしいまちづくり」という3項目が示してあります。重点項目としては療育、保育、教育の切れ目のない支援の仕組みと、啓発、障がい者の差別解消の推進になります。第3章の「計画の考え方」の「基本目標」についてはいかがでしょうか。これは途中で変えることが難しいので、内容、項目等についてご意見はございませんか。

B委員 3ページの「法令等改正の動き」の中の（3）「障害者自立支援法の施行と改正」の中で、今年の5月にこの会合の中でも話題になっていたのですが、大きな改正があり、特に「地域包括ケアシステムの整備」ということで、共生社会の実現が国会を通過していよいよ来年の4月から施行されます。この話はぜひ（3）のところに書いてください。先ほど課長からご紹介いただいたように、共生社会についてということで法が大きく変わったということはぜひ載せていただきたいと思えます。

会長 3ページの「障害者自立支援法の施行と改正」ということで、地域包括ケアシステムのところと従来の障がい者福祉サービスと介護保険との整合性ということです。障がい者の方も高齢化しておりますので、その福祉サービス、特に瑞穂市

は「切れ目のない」ということを重点にしておりますので、子どももそうなのですが、高齢化するところのサービスも含めてライフステージに合わせたサービスが検討できればと思います。

D委員 現在、各自治会で高齢化が進んでいます。私の住んでいる地域も65歳以上の高齢者世帯は年々増えています。子どもは幼稚園、保育所の子どもが減っています。小さい子どもはいません。本当に少子高齢化になっています。高齢化の社会になって、要支援者に対する支援ということで書かれていますが、自治会の半分近くが高齢者のみの世帯です。障がい者の方もたくさんいらっしゃると思います。やはり自治会単位で何か対策をしていかないと改善していきませんが、なかなか支援ができていないというのが現状だと思います。地域が成熟しないと改善していかないので、もう少しこの計画で明確にして、実際に何を行っていくのか地域全体で考えていく必要があると思います。

事務局 自治会や地域の方々への丁寧な説明というのは大切になってくると思います。地域包括ケアということで、特に介護保険分野での生活支援体制整備という事業の中で、地域で支え合う仕組みづくり、社会づくりを進めています。その事業では、自治会よりももう一回り大きい小学校区の単位を地域での話し合いの場というかたちに設定しております。瑞穂市ですと、7つ小学校がありますが、その小学校区に分け、いつまでも地域で過ごしていけるようお互いが支え合える社会をつくりましょうということで、今取り組みを進めております。D委員にも担当からご案内があったかと思いますが、自治会においては高齢化が進んでいるところもあります。自治会内で、例えばマンパワーが足りない、支え手が少ないといったときには、もう少し範囲を広げた小学校区での話し合いの場を開催させていただきます。そういった地域での支え合い、話し合いの中でお互いに考えていきましょうという協議体の取り組みを進めております。

民生委員、自治会長の皆様にはそれらの取り組み、活動についてご理解、ご協力をいただければと思います。

会長 3ページの「障害者自立支援法の施行と改正」のところでは、今回かなり変える部分があるようです。

事務局 先ほどB委員から共生型サービスのご意見をいただきましたので、追加いたします。

会長 今、ご意見がありました障がい者の高齢化の問題については、難しい問題だろうと思います。これは7ページの身体障害者手帳のところで18歳以上が平成28年で1,527人、総数で1,570人と多いですし、65歳以上の方が半分以上かと思えます。また、精神障がい者の方や療育手帳をお持ちのお子さんも多いので、配慮などが必要かと思えます。それはまた支援プランの中でご意見をいただければと思います。計画の考え方、基本目標、また12ページの施策の体系ということで、

ここには推進施策がそれぞれの項目で挙がっております。こういった項目が必要ではないかというご意見はございませんか。これは県の障がい者支援プランの施策体系を参考にしているのですか。

事務局 県を参考にしながら、市の施策の体系については前回の計画体系を基に制度改正などを盛り込むというかたちで体系を整えております。市の総合支援プランについては、今回はじめてお示しさせていただきました。こういった事業が足りないのではないか、こういった施策に取り組んだ方がよいのではないか、あるいはこの施策は必要ないのではないかといった様々なご意見があるかと思えます。次回の会議でもう一度協議いたしますのでご意見を伺えればと思えます。事前に事務局にご連絡いただいても結構です。

B委員 このプランを見て、大変感動したところがあります。13 ページの下の表の「障がいの特性に応じた相談体制の充実」というところで、「直接出向いていくアウトリーチ体制の構築について検討を行います」とあります。この一文が、行政の方々にとっては初めてのことでないかと思えます。弱者に向かって手を差し伸べます、我々が直接出向いて行ってあなたの支援をしますといった思いがここに出ていると思えます。大変感激しました。

会長 他にいかがでしょうか。第2次瑞穂市障害者計画は、本来でしたら10年計画になります。現在1次の計画の9年目ですが、それを前倒しして第2次の計画を策定します。3年の障害福祉計画と併せます。ここは瑞穂市の基本的な考え方や計画になっていると思えます。ここについてはぜひ小さくても必要なところは必ず記載、あるいは事業名も整理整頓していただければと思えます。今日初めて瑞穂市の障がい者総合支援プラン（案）ができあがってきました。基本的にはこれをたたき台にしまして、来年の1月の半ば、1か月後くらいを目途にこの障がい者基本計画の内容も含めてご意見をいただき修正をかけたいと思えます。瑞穂市の福祉のサービス量は後半の5章からになりますが、ここの数字の見直し等も含めて検討したいと思えます。29年度の見込み量や27年度、28年度の実績はまとめてあるかと思えますので、示していただければと思えます。

今後の流れとしては、そのときに議論が集約できましたらパブリックコメントを求めるかたちになります。市民のご意見をいただいて最終版をまとめます。委員の皆様方にはぜひいろいろなところに声をかけていただきたいと思います。例えば聴覚障がい者や視覚障がい者の方に、いろいろな案がありますので、お声をかけていただいてこのように考えていますといったことを伝えていただきたいと思います。

それでは今日の議題は終了させていただきます。

### (3) その他

会長 その他について事務局からご説明をお願いします。

事務局 (資料3について説明)

会長 市のホームページや広報に掲載されるのでしょうか。

事務局 新年1月号広報に掲載します。

(次回日程について調整)

事務局 長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。以上をもちして、本日の委員会を閉会させていただきます。

#### 4 閉会